

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正について

資料 1 - 2

企業団に経営統合する6水道事業(泉南・阪南・豊能・忠岡・田尻・岬)の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるほか所要の改正を図るもの。

◆ 一部改正に当たっての考え方

○ 平成31年4月1日施行

① 水道料金等の取扱い

- ・水道料金をはじめ住民等の負担となる費用については、6団体の現行の額をそのまま引き継ぐこととして規定。
⇒ 水道料金や加入金、手数料等は水道事業ごとに規定。
ただし、道路占用等の手続に係る事務手数料は引き継がないこととする(3水道事業においても廃止)。

② 指定給水装置工事事業者の取扱い

- ・指定は各水道事業単位で実施。また、6団体の指定を引き継ぐ経過措置を規定。

③ 水道事業の建制順の取扱い

- ・全国地方公共団体コード順で規定。事業や会計の統合があったときは、最も順位が上位の事業で規定。

○ 平成31年10月1日施行

④ 消費税率等改正の取扱い

- ・平成31年10月1日の消費税率等8%から10%への改正に対応。